

会 議 録

会議名		令和5年度 第1回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局 (担当課)		児童青少年課
開催日時		令和5年4月24日(水) 19時00分～20時45分
開催場所		西庁舎第5会議室及び一部オンライン会議
出席者	委員	深草委員長、森永副委員長、堤委員、中山委員、高藤委員、良知委員、金澤委員、戸田委員、太田委員、東小川委員、青木委員、神山委員
	事務局	野村学童保育係長
欠席者		鈴木委員
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新委員への委嘱状の伝達 3 副委員長の互選 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度予算要望に対する回答について (2) 令和5年度学童保育所入所児童数及び職員体制について (3) 令和5年度学童保育所運営状況及び支援体制について (4) 各施設の状況について (5) 動画配信の取決め・お弁当の取決めについて (6) 民設民営学童保育所について (7) その他 5 閉会
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> (1) 【資料5-1】 令和5年度予算要望に対する回答について (2) 【資料5-2】 令和5年度学童保育所入所児童数及び職員体制 (3) 【資料5-3】 令和5年度学童保育所運営状況及び支援体制 (4) 【資料5-4】 動画撮影に関する取決めについて (案) (5) 【資料5-5】 長期休暇中の宅配弁当の取扱いに関する取決めについて (案) (6) 【資料5-6】 民設民営学童保育所募集要項 (概要) (案) 参考資料: 小金井市学童保育所運営協議会設置要領
議事		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長からの開会の挨拶、議題の紹介 ・出席者の紹介

- (1) 新委員への委嘱状の伝達（省略）
- (2) 副委員長の互選
 - ・田畑前副委員長の退任により、副委員長を選出
たまむし学童 森永委員が指名推薦により推薦され、異議なしにより副委員長に就任
 - ・事務局・指導員の紹介
 - ・委員長挨拶

2 議題

- (1) 令和5年度予算要望に対する回答について
 - (2) 令和5年度学童保育所入所児童数及び職員体制について
 - (3) 令和5年度学童保育所運営状況及び支援体制について
 - (4) 各施設の状況について
 - (5) 動画配信の取決め・お弁当の取決めについて
 - (6) 民設民営学童保育所について
 - (7) その他
- (2)～(3)まで事務局から資料に基づき、一括で説明。

【共通要望事項】

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止策の継続
安全で安心できる学童保育所の運営のために、3密の回避や感染防止策を行うとともに、消毒液や石鹼やマスク等必要な資器材の予算を確保し、配布・備蓄するなど、必要な施策の実施に引き続き努める。
- (2) 学童保育所と保護者の連絡体制のお願い
令和3年度から一斉メール配信サービスが開始された。保護者の皆さまにおかれましては、児童の安全に関する大事な情報を保護者が受け取るためにも、まだメール配信サービスの受信登録されていないご家庭に対して周知にご協力をお願いしたい。
- (3) 本要望書にかかる対応について
学童保育の維持管理及び修繕に係る予算についても引き続き予算化するよう努める。
個別の要望については、昨年度に各学童父母会から多数のご意見・ご要望をいただいた。要望内容について、対応時期など情報を共有し、未対応事項は継続して検討する。
- (4) 大規模化への対応
要望のとおり、今後も全ての学童保育所で全入を維持できるように保育場所の検討など適切に対応したい。

(市)

資料5-1参照。令和5年度予算要望の回答について、令和4年9月30日付の要望書の回答となる。

1 全学童保育所父母会からの共通要望として新型コロナウイルス感染拡大に対する措置、令和4年9月の状況と現在の状況は異なるが引き続き必要な措置をとっていききたい。要望書への対応は学童保育の維持管理、修繕も引き続き予算化していく。要望について情報共有し、未対応のものについて検討していく。

大規模化への対応について、要望通り児童の負担の軽減への対応を考慮してすべての学童保育所で全入できるよう努めていく。

2 各学童保育所からの個別要望項目をいただいている。各学童保育所の課題として認識している。

児童館併設の学童には毎月定期清掃が入っているが、併設でない学童には入っていなかった。令和4年度から年3回の清掃が入っており、今年度も引き続き年3回入る予定。令和2年度より順次設置を進めてきた携帯電話は、あかね学童B館を含め10施設への設置が完了した。

修繕は予算の範囲内で対応している。令和4年度購入の備品は1、2個程度、古くなったものは買替え、新しく購入した備品として調達したものもある。各所詳細は割愛する。さわらび学童で空調が壊れたので突発的に対応した。令和5年度も各所1、2個の備品購入を予定している。古くなったインターホンは毎年少しずつ入れ換えをすすめている。

備品は比較的古くなったものの入れ換えが多い。さわらび学童保育所では新規にごみ置き場の設置を考えている。

(学)

定期清掃の児童館併設所が除かれるのは何か理由があるのか。

(市)

児童館では学童も含めて毎月定期清掃が入っている。併設ではない学童保育所では職員の掃除だけで対応しており、負担があるため要望して入れるようになった。

(学)

定期清掃対象に空調は入っているか。

(市)

床、窓、トイレなど一般的なところで、空調までは入っていない。空調に関してはすべてではないが使用前の点検を委託で予算化され対応している。

令和5年の修繕の予定だが、さわらび学童にある要改修となっていたエレベーター修繕が予算化された。まえはら学童要望の流しのクリーニングも予定している。

あかね学童の畳張替えが完了し、さくらなみ、みどり、みなみ学童の予算化が完了したので今後順次対応する。誘導灯バッテリー、専用ランプは昨年の保守点検で指摘があった内容について予算化し、順次交換する。

(学)

購入予定の備品や、修繕してほしいという要望は学童保育所から市へ話を上げた結果か。

(市)

父母会からも話を頂く場合もあり、各学童保育指導員とも調整している。すべて予算化できるわけではないが、なるべく予算化したい。

(市)

さまざまな備品の要望等の明確化とそれに対する市側の対応、予算化等の優先順位など、要望だけでなく指摘によつての改修等もあるので表など明確化したものを次年度は作成したい。

(2) 令和5年度学童保育所入所児童数及び職員体制について

(3) 令和5年度学童保育所運営状況及び支援体制について

(2)~(3)まで事務局から資料に基づき、一括議題とした。

(市)

各所児童数、()内は障がいのある児童、加配対象者数の記載をしている。正規職員数記載、職員のうち会計年度任用職員の数は、勤務形態日数の理由、週3や週2の勤務であるため実配置人数でなく必要人員を記載している。

直営の職員体制が思うように組めていない。特に会計年度任用職員(月額制)については各所2名不足している。不足については市報、ハローワークで募集し、6月1日採用をめざし、採用担当の職員課へも情報共有し、採用に向けて動いており、変化があれ

ば随時報告する。

資料5-3、各学童保育所学校区、直営か委託かの運営主体について記載され、直営職員のエリア担当、委託の施設担当等の記載となる。

資料5-2、学童保育入所児童数及び職員体制について、入所児童数は昨年度と比べると約百名程度の利用が増えている状況で、増えた児童数に対する職員確保が必要となってきた。専門職の職員の確保に引き続き努力するので、ご理解いただきたい。

(学)

今人員の足りていない状況は、今までの状況から改善されているのか、慢性的に足りていない状況か。

(市)

昨年度も足りていない状況であった。専門職の募集は随時行っているが、応募がない状況であるため、本年度は時給制から月給制の待遇のより良い雇用形態に改め、月給制での募集を行っている。

(学)

月給制になると好待遇ということか。

(市)

月給制は週5日勤務で月額報酬も保証され、休暇の付与、賞与等の待遇も良くなっている。

(市)

これまでも慢性的職員は不足していた。時給制で補充するというのが役所全体のルールであるが、それでは応募がないので待遇の良い月給制へ特別に対応し募集をするようにした。月額制にすることで職員の応募が増えるのではないかと考えたが、現在もまだ足りていない。

現場も大変な状況で多くの児童を受け入れる場合、さらにどういう取り組みができるかというところ。

委託所では資格者でない職員も含めて対応できるようにして、資格者、専門職は他のところも集まらない状況。その中でPRの面なども含め職員の募集をしたらよいか考えている。

〈学〉

直営所は慢性的に不足ということで直営のルールに基づいて職員募集している。委託所も有資格でない人を含め運営をして人が足りてないということか。

〈学〉

現状委託所について把握しているか。

〈市〉

委託所については仕様書上、定員を定めて契約を結んでいる。人数については足りていると認識している。

〈学〉

委託所では足りている。

〈市〉

配置されている。

〈市〉

今年度契約更新を行った学童は資格要件が(特にさわらび・みなみ学童のみ)補助員でも可となっている。

〈市〉

運営状況と支援体制の方で、エリア担当や委託施設担当の内容の説明と気になるところはあるか。

平成27年度から、学童保育所を一部委託化し、委託所が小金井市の直営所を継承し、引き継ぎということでエリア担当として3年間毎月施設長と打ち合わせをし、日々何かあれば相談に乗る。3年間が経過した後に順調に運営されている状況であったことから次期の委託が開始された委託所へ3年間バックアップをしてきた。

運営実績も長くなってきたので委託所独自の取り組みの提案があり、それぞれ委託所ならではの特色を生かして独自性をもち運営したいという議論がある。当初は小金井市の今までの形に合わせていくということであったが、内容、基本理念から離れない形で強みをも生かした運営をしていく。そのほか相談などがあればアドバイスなども行っている。

(市)

学童は、直営所、委託所とも保育の質の担保をはかり運営するよう努力していく。

(市)

議題(4)各施設の状況について、新年度4月の様子をお伝えする。各施設の報告を受けており、みなみ、あかね、みどり、ほんちょう、たけとんぼ学童を担当している。4月の各所の状況を報告した。

みなみ学童は第三学童を設けているが、4月から使う部屋が健康診断で5月末まで使えず、小学校から代わりの部屋を確保してもらったが3月末であったため準備ができなかった。現在はみなみ1と2の部屋に127人分のロッカーを設置し、第三の部屋は使えるときにプレイルーム的な使い方をして、これから徐々に荷物を移動して6月からは当初予定していた第三としての機能を生かしたい。年度当初の4月の運営場所を変更せざるをえず申し訳ない。

(学)

貴重なお話であるが、資料がないので、リモートだとわかりづらい。資料を用意するか、ポイントを絞るなどしていただきたい。

(市)

資料とその内容もポイントを絞る形で、改善できるよう努力する。

(学)

みなみ学童の育成室の変更はどこの主導で決めるべきであったか。市か、学校、学童の主導か今後もそのようなことが発生するように思う。

(市)

学校の教室の利用は、児童青少年課が教育委員会や学校と協議しているが、教室の割り当ては児童数に応じて行われる。教室の学童利用は前年度から調整に動いているが、直前にならないと通学児童数が決まらず、教室配置を決められないという現状がある。

(学)

教室の割り当が決まらなると、子供たちの居場所が確保できない状況なのか。どこが主導してその場所を確保してくれているのかを知りたい。

(市)

教育施設ということで、学校側の教育課程が優先されるという考え方。そのうえで、学童保育で利用できる場所があれば、利用させていただいているという状況。今回学校、教育委員会等と調整をしてはいたが利用できる教室がなく、提供された教室が予定より狭かったため、みなみ学童の方で教室を使わず運営できないかということで検討し、今回に至った。

(学)

学校に教室をつかわせていただくというのは、どの期間でお願いするのか。

(市)

メインルームとサブルームを用意してもらおうがメインルームは1階教室で、サブルームとして用意いただいたのが4階の教室と離れていたため荷物の移動などのこともあり、変更の話し合いをしたが、使えなかった状況である。

(市)

教室を新しく学童として使用する場合、予算を確保することが必要なので少なくとも1年単位でのお願いとなる。今回の急な変更の理由は学校の行事で利用するためであった。今後は急な変更の無いようにしていきたい。

(学)

どの学童も児童数が増え、育成室の増設などにより職員の不足がますます出てくるようなので職員の募集に関して力を入れていただきたい。

(市)

職員の募集に関しては加配の部分となり、見直しを行ったが現在募集に結び付いてはいない。引き続き努力していく。

(5) 動画配信の取決め・お弁当の取決めについて。

(市)

動画配信は、令和3年度、4年度の取り決めと特に内容の変更はない。令和5年度も変更はなく、ご意見がなければそのまま決定させていただきたい。

長期休暇中の宅配弁当の取り扱いに関する取り決めについて。

令和3年度の内容に追記する形で、お弁当のルールを確定したところである。主に追加された点は、父母会のお弁当担当からの説明を再度お伝えする。新型コロナウイルスの発生に伴って臨時休所の場合のお弁当のキャンセルについての取り決めを追記した。またキャンセル忘れの場合の利用者側の責任となるため費用の負担について追記をしている。令和4年度はこの内容にて決定、令和5年度もこの内容でよければ決定していきたい。

(学)

これまで新型コロナウイルス以外の疾病、例えインフルエンザなどで臨時休所というのはあったのか。

(市)

今まではない。

(学)

新型コロナウイルスにかぎるのか。

(市)

はい。動画配信とお弁当に関しては、この形の取り決めで今年度も行っていく。

(6) 民設民営学童保育所について

(市)

事業者選定について、開設の目的、学童の急速な大規模化の解消、多様なニーズへの対応、小金井市の民設民営学童保育所の運営方針は児童福祉法、国の児童放課後児童クラブ運営指針、市の放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例に基づき運営することになっており、市の運営基準は参考としたいと考えている。

適正な児童数で運営し保育環境を整えることとし一つの支援単位(一部屋)の定員はおおむね40人以上、専用区画において児童一人につき1.65平方メートル以上を確保する。

職員配置は国の運営指針を遵守し、放課後児童支援員2人以上を配置すること、ただし一人を除き補助員(放課後児童支援補助員)をもって替えることができる。その場合についても開所時間を通じて放課後児童支援員を1人以上配置すること、配置する職員は必ず常勤でなければならないとする。その運営にあたって開所施設内でバックアップ体制が取れることを要件として考えている。

対象児童は市内在住の1年生から4年生、定員を超えた場合は低学年を優先し、可能な範囲で障害のある児童の受け入れを行うこととしている。

保護者の就労要件は1か月当たり16日以上(公設の要件と同じ)。

応募予定者の条件を満たしている事業者、主に社会福祉法人、NPO法人、株式会社等が考えられる。

想定される提案、場所は大規模化している公設学童保育所周辺またはふたつの小学校の中間に位置する場所に開設することが可能な場所、利用者の多様なニーズに対応できるように独自事業を実施してもらう。

保育時間延長(就労支援)、学習サポートができる人材の配置(無料提供を含む)、その他、一時預かり等。児童の遊び場を確保、保護者からの意見を聞く仕組みづくりなどである。

民設民営学童が運営基準を参考にすることになっているが、すべての学童が市の条例や国の指針に沿って運営される場所に変わりはない。

今回民設民営の学童においては独自サービスなどの取り組んでいただくにあたり、運営基準をあくまでも参考として、保護者は公設と同額の育成料で利用できる。独自のサービスの提供も可能とするなかで運営していただくという形にしていく。

国の指針に関しては国全体の学童保育のガイドラインという性質があるので考え方というところで必要な項目は入っている。

小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準は小金井市が現在まで培ってきた独自の内容が細かく記載されている。

運営に関しては条例に沿って適切に運営されると考えている。

(学)

過去に委託所から直営に戻した時は、どのような経過か。今回の民設民営でも同じようなことが起こりうるのか。

(市)

今回の民設民営は、民間事業者が設置し、市が補助金を出し、施設改修、人員配置などが条例に伴って円滑に運営していただけるような制度だ。委託所は市が設置しているため民設民営と状況が異なる。

(学)

以前の問題は金銭的なことだったのか。

(市)

その当時は運営の方法、人の配置などやり方がわからないこともあり職員、指導員のサポートなどもしたが、一年だけ直営に戻した経過がある。運営基準を参考にするように直営職員によるエリア担当、委託施設担当を置くことでよりよく独自の運営をしていけるようになった。

民設民営の場合、経営は法人などがする。市の学童保育条例に基づく考え方で、運営は民間となる。市の基準を参考にして小金井市の良さが生かされていくことを念頭においているので、補助金などで、報告、連絡の仕組みでチェックをし、どのように運営が行われているかを見ていく。

(学)

民間に完全にまかせた形態で運営されるのではないのか。補助金などの仕組みを用いてどのような運営が行っているかを見ていくことで、以前のようにならないよう、進めていけるといふことか。

(市)

市条例の遵守と、補助の事前提案などで理解しているか、運営がどのようになされているかについては、補助金による適正な運用や、補助制度に基づき適宜確認していく。

(学)

小規模学童などの職員が足りなくなった場合のバックアップなどについての懸念がある。また市の学童と同様の育成料で保育を受けられる前提と思うが、学習サポート、塾的なサービスについての料金の考え方はどうなるのか。高い金額で学習塾のような学童を認めるか知りたい。

(市)

民設民営の学童保育所の場合に関しては条例では必要と定めた人数(2名以上)より職員が足りなくなった場合、学童自体は運営できない。

職員体制についてはバックアップ体制を含めて事業者から提案があり職員体制は維持していく。

塾的な要素があり、費用がかかる場合には利用者と民間事業者との話し合いとなる。事前に金額を利用者への提示により募集をしていただく予定。

(学)

そのような事業者もよいのか。

(市)

学童保育の場所で同時には、認められないが、学童保育とは別に追加のサービスということであれば可能とする。

(市)

育成料以外の料金設定については事前に父母への説明が必要となるが現在内容の確認中のため、確認の後説明させていただく。

(学)

募集要項の(案)とあるが確定するのはいつ頃か。

(市)

6月に募集要項の配布・HP掲載スタートを考えている。内部的には5月中に固め6月に市議会にも報告の上、公募を予定している。

次回も、議論したいと考えている。

継続議題の確認をする。

大規模化対応

災害時の対応について

育児休業中の取り扱い

あかね、まえはら、みどり各学童保育所が令和6年度にプロポーザルが実施されるにあたっての協議

利用者アンケート

この他にあれば森永副委員長でまとめていただきたい。

(7) 次回日程について

(市)

次回日程は、第四火曜日、5月23日19時からとなる。

(学)

終わりの時間を決めていただきたい。資料を配ることで協議を円滑に進めて1時間が理想である。

(市)

次回からは19時から20時でご案内する。

3 閉会

令和5年度第1回小金井市学童保育所運営協議会を閉会する。